

取引支援・販路開拓促進



営業活動強化 支援事業

取引拡大に向けた営業活動を支援します！

取引の新規獲得、拡大に向けて、営業活動に取り組む県内のものづくり中小企業・小規模事業者に、営業活動に必要となる費用の一部を補助します。

▶ 支援内容

● 発注企業への訪問

機構の取引支援課が紹介した県外の発注企業へ訪問（営業活動）する場合、その訪問（行程）に必要な旅費、宿泊費の一部を補助します。

● 商談会・展示会への参加

次の産業に関係する県外の商談会・展示会（以下「商談会等」という）へ参加（出展）する場合、その参加に必要な対応者の旅費、宿泊費の一部を補助します。

対 象

①自動車関連産業 ②高度電子機械産業 ③医療・健康機器産業 ④航空機関連産業 ⑤クリーンエネルギー等環境関連産業

● 営業用資料の作成

県外企業への訪問や商談会等の際に配布する自社紹介用のパンフレットやチラシ等を作成するのに必要となる印刷製本費（デザイン料等含む）、材料費、委託料の一部を補助します。

● 映像資料の作成

商談会等に出展する際に自社製品、自社技術のPR動画を作成するために必要となる委託料の一部を補助します。

▶ 対象企業

以下の全ての要件を満たす方。

- ① 県内に事業所を有し、県内で製品の生産、製造を行う中小企業者、小規模事業者
- ② 機構の取引支援課の支援を受けて取引の獲得、拡大に取り組む中小企業者、小規模事業者
- ③ 暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員でないこと
- ④ 全ての県税に未納のないこと

▶ 対象経費

- ① 旅費 ※ 一回につき2名まで（定額）となります。
- ② 宿泊費 ※ 一回につき2名まで（定額）となります。
- ③ 営業資料作成費（印刷製本費、材料費、委託料など）※ 名刺は対象外
- ④ 映像資料作成費（委託料）

▶ 補助率・補助限度率

＜補 助 率＞ 対象経費の1/2以内（小規模事業者は対象経費の2/3以内）

＜補助限度額＞ 各社1年度につき「旅費、宿泊費、営業資料作成費」の合計額20万円まで。ただし「映像資料の作成」を含む場合は30万円まで

【お問い合わせ・お申込み】 産業経営支援部 取引支援課

TEL：022-225-6637 FAX：022-213-9734 E-mail：biz@joho-miyagi.or.jp



公益財団法人

みやぎ産業振興機構
Miyagi Organization For Industry Promotion

〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-14-2宮城県商工振興センター3階

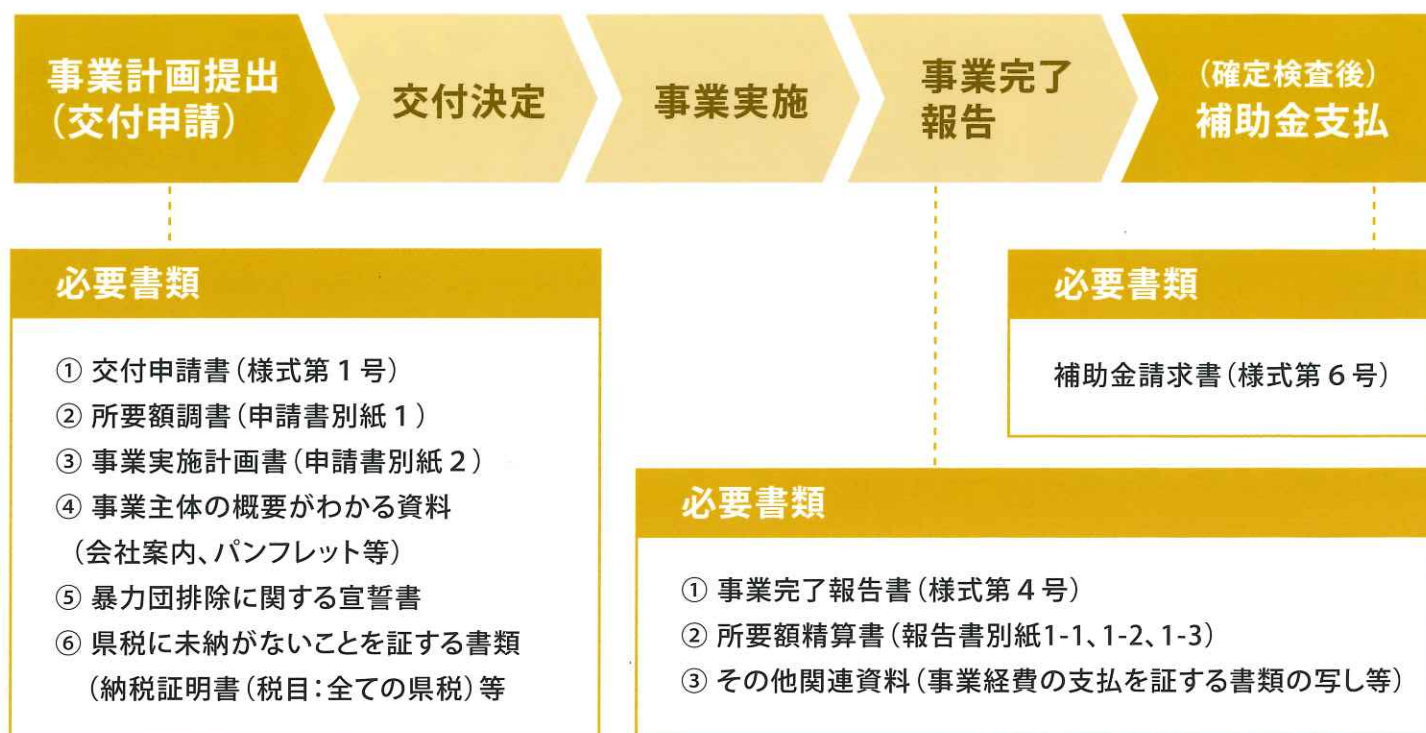
TEL：022-222-1310（代）

FAX：022-263-6923

つないでひろがる



▶事業の流れと必要書類



※ 補助金の申請は、**1回につき10万円まで可能**です。

※ 同一年度内に補助金の申請(2回目以降)を行う場合、**前回の報告状況から変更がないときは申請に必要となる添付書類(④～⑥の各書類)について、添付を省略**することができます。

※ 交付決定後、事業の計画(内容)を変更する場合や中止、廃止を行う場合、別途申請書の提出と承認を得る必要があります。詳しくは事前にお問い合わせください。

※ 事業完了後は、完了の日から「20日以内」に事業完了報告を機構に提出してください。

※ 事業完了後、本事業に関する調査(アンケート等)を実施する場合があります。ご協力をお願いします。

※ 申請書様式や補助金の要綱、補助金に関するよくある質問への回答など、下記のホームページから閲覧、ダウンロードが可能です。詳しくは、下記ホームページをご覧ください。

ホームページ(URL)▼

<https://www.joho-miyagi.or.jp/business-menu/eigyokyouka>

▶募集期間

令和7年4月1日(火) ～予算額に達し次第終了

※ただし、補助金の性質上、振込を3月末までに実施する必要があることから、補助事業の内容については、2月末日頃までに事業(支払等)が完了するものに限り、受付させていただきます。



公益財団法人

みやぎ産業振興機構

Miyagi Organization For Industry Promotion